

## 議案第70号

### 財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成30年12月5日提出

養父市長 広瀬 栄

#### 1 譲渡する財産

##### (1) 施設

名称 大谷地区集会所  
所在 養父市大谷278番地  
構造 鉄骨造瓦葺2階建  
延床面積 309.12平方メートル

##### (2) 土地

所在 養父市大谷278番（1筆）  
面積 345.25平方メートル

#### 2 譲渡の相手方

大谷区

区長 田中 耕治

#### 3 譲渡の条件

譲渡の相手方は、譲渡物件を直接管理運営し、現に供されている住民の福祉を増進するため、地域の自主的な活動及び区集会所の用に供するものとする。

ただし、処分制限期間を経過した譲渡物件は、この限りでない。